公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１９４号
和歌山市紀三井寺513番地の１　アンセリジェⅡ206号
債務者　吉田　久子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　美穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２００号
和歌山市中島526番地
債務者　三葉商事こと　山本　淳一
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　桂介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４０２号
仙台市泉区市名坂字町15番地　熊谷マンション103
債務者　工藤　美紀
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
滋賀県草津市野村１丁目13番７号　野村ハウス310号
債務者　清水　和夫
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北谷　共衛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２８号
広島市西区南観音１丁目３番39―501号
債務者　山根　留夫
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長場　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８号
山形県南陽市宮内2425番地
債務者　鈴木　郁子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第３２号
宮城県柴田郡大河原町字新東10番地１　太田コーポⅡ―108号
債務者　階上　　親
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米谷　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第４５８号
兵庫県三木市自由が丘本町２丁目322―１米林忠彦方、住民票上の住所神戸市垂水区城が山１丁目８番９号
債務者　ビューティーサロン加古こと　加古　京子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　定岡　治郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４２号
大分県別府市大字鶴見4548番地の1373
債務者　小野　信子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　昭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４３号
大分県別府市大字鶴見4548番地の1373
債務者　小野　陽祐
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　昭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３６号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目３番１号
債務者　金広興業こと金田次郎こと　金　　弘之
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　持田　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３１７号
兵庫県尼崎市長洲中通３丁目７番８号
債務者　郷　　清
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　志帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３５号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目29番16号
債務者　ワイズファクトリーこと　吉田　晴彦
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１６６号
札幌市北区太平７条５丁目１番11号
債務者　増井　嘉孝
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　香川　志野
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３０号
愛知県稲沢市国府宮１丁目３番20―202号
債務者　佐々木敏宏
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　秀司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３２１号
兵庫県尼崎市稲葉元町２丁目３番１号フローラルハイム安倉208号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市長洲本通１丁目14番47号
債務者　伊藤　正夫
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係